

入 札 心 得

(執行について)

- (1) 入札人は、仕様書及び関係書類を熟覧の上、所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則、その他関係法令を承諾の上、入札してください。
- (3) 入札人は、公告により指定した場所に、公告により指定した日時までに入札書を提出してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とし、再度2回目の入札には参加できません。
- (5) 入札において、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格有資格者を落札者とします。
- (6) 入札の立会には、入札人1人でもって立ち会ってください。
- (7) 執行中は、私語をつつしみ、又喫煙は御遠慮ください。
- (8) 入札書提出者は、入札書の提出期限に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合においては、その旨を所定の辞退届を直接持参し又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）することにより申し出てください。
なお、正当な理由により入札を辞退した者については、辞退したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書について)

- (1) 入札書は、所定の入札書を使用し、入札書への記入事項（名称、場所等）は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。なお、入札書の日付は、入札書を記載した日付を記入してください。
- (2) 入札人は、提出した入札書の引換え、又は、変更若しくは取消しをすることはできません。
- (3) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、**金額の訂正は認めません**。
- (4) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。
(例 ¥ 1 2 3, 0 0 0)
- (5) 入札書は、入札書提出の手引に基づき、内封筒及び外封筒の二重封筒により指定した方法で提出してください。

(無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。

なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 一の入札において、入札者が2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (8) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない入札
- (10) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (11) 指定された方法以外により入札書を提出した入札
- (12) 到着期限を過ぎて到着した入札
- (13) 郵便等入札において、内封筒記載の業務名と入札書の業務名が相違する入札
- (14) 郵便等入札において、内封筒に業務名等の必要事項が記載されていない入札
- (15) 明らかに不正による入札と認められる入札
- (16) その他特に指定した事項に違反した入札